

令和5年第4回川西町 議会臨時会会議録

令和5年8月7日 月曜日 午後2時00分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊藤 進

出席議員（12名）

| | |
|-------------|-------------|
| 2番 鈴木 孝之 君 | 3番 寒河江 寿樹 君 |
| 4番 遠藤 明子 君 | 5番 渡部 秀一 君 |
| 6番 寒河江 司 君 | 7番 吉村 徹 君 |
| 8番 鈴木 幸廣 君 | 9番 神村 建二 君 |
| 10番 橋本 欣一 君 | 11番 高橋 輝行 君 |
| 12番 伊藤 進 君 | 13番 井上 晃一 君 |

欠席議員（1名）

1番 茂木 晶 君

説明のため出席した者

| | |
|--------------------------|----------------------------------|
| 町 長 原田 俊二 君 | 副町長 鈴木 清隆 君 |
| 教育 長 小林 英喜 君 | 総務課長 奥村 正隆 君 |
| 安全安心課長 前山 律雄 君 | 財政課長 坂野 成昭 君 |
| まちづくり課長 安部 博之 君 | 政策推進課長 鈴木 優徳 君 |
| 会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君 | 住民課長 近 祐子 君 |
| 福祉介護課長 原田 智和 君 | 健康子育て課長 小林 俊一 君 |
| 産業振興課長 内谷 新悟 君 | 農地林務課長・ 農業委員会 事務局長 佐藤 賢一 君 |
| 地域整備課長 大河原 孝如 君 | 教育文化課長 金子 征美 君 |
| 監査委員 嶋 貫 榮次 君 | 財政主幹 石田 英之 君 |

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 1 号)

令和5年8月7日 月曜日 午後2時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第59号 損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第 4 議第60号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第2号)

日程第 5 議第61号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方は1名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午後 2時00分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

7番吉村 徹君、8番鈴木幸廣君、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議第59号 損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額を定めること

について

○議長 日程第3、議第59号 損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額を定めることについて、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第59号 損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額を定めることについてご提案を申し上げます。

1枚開いていただきまして、提案理由であります。

本事件について、損害賠償の額を定め、和解するため提案するものであります。

内容につきまして、奥村総務課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 それでは、私のほうからご説明、ご提案を申し上げます。

議第59号 損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額を定めることについて。

山形地方裁判所令和4年（ワ）第143号損害賠償請求事件について、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、和解すること及び損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

記

1、相手方（原告）、山形県東置賜郡川西町大字上小松1471番地の2、安部康幸、安部和代。

2、事件名、山形地方裁判所令和4年（ワ）第143号損害賠償請求事件でございます。

3の事件の概要でございます。

本町に勤務しておりました安部幸宗氏でございますが、平成28年6月に自死したことについて、地方公務員災害補償基金山形県支部が公務上の災害として認定したことを受け、亡き職員のご両親が本町に対し、本町の安全配慮義務違反がその原因であるとして、令和4年7月20日に総額1億1,249万4,576円の損害賠償と、元職員が自死した日以降の遅延損害金、これらを請求する訴訟の提起を受けたものでございます。

4の和解の内容でございます。

今般、裁判所のほうから提示されました和解条項10個ほどございますが、この内容でございます。

まず、(1)でございます。

被告は、原告らに対し、本和解成立後、別紙2のとおり記者発表を行うこと並びに被告のホームページ及び町報に掲載することを約束する。また、被告は、原告らに対し、本和解成立後、前記別紙2と同様の方法にて、本和解条項(ただし、第2項及び第5項の損害賠償金の金額、第3項及び第6項の割増賃金未払分の金額並びに別紙1の2の損害額を除く部分。)を公開することを約束する。

(2)被告は、原告康幸に対し、本件損害賠償金として5,474万7,048円の支払い義務があることを認める。

(3)被告は、原告康幸に対し、亡幸宗氏の時間外労働などによる割増賃金未払分として15万8,471円の支払い義務があることを認める。

(4)被告は、原告康幸に対し、第2項及び前項の各金員を、令和5年8月31日限り、原告康幸指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。裏面をご覧くださいと思います。

(5)被告は、原告和代に対し、本件損害賠償金として5,474万7,048円の支払い義務があることを認める。

(6)被告は、原告和代に対し、亡幸宗氏の時間外労働などによる割増賃金未払い分として15万8,471円の支払い義務があることを認める。

(7)被告は、原告和代に対し、第5項及び前項の各金員を、令和5年8月31日限り、原告和代指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。

(8)原告らは、その余の請求をいずれも放棄する。

(9)原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、亡幸宗氏と被告との間の勤務関係に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(10)訴訟費用は各自の負担とする。

以上が、和解条項でございます。

ここで、(1)の和解条項にございます公開、公表する内容について、次の2ページ目以降説明を申し上げたいというふうに思います。

2ページにつきましては、裁判所からの和解条項、これについて公表、公開することでご

ざいます。

この内容につきましては、ただいま説明を申し上げました和解条項10項目でございますので、この内容を公表するものでございます。ただし、町が公表する場合にありましては、和解条項に沿ってご遺族の希望がございまして、記載されている損害額、それから割増賃金の未払い分の金額、これらについては、公表をしないものでございます。加えまして、条文内容にあります個人情報、内容については、それぞれ個人の支払いするときの口座等、これについても公表はしないところでございます。加えまして、原告、ご両親の氏名でございますが、この内容につきましても、今後、町報、それからホームページ等での公表ということになりますので、町としてご遺族に配慮するというのでこれらも公開をしないということでございます。

この公開しない内容については、ご遺族、代理人を通してご了解をいただいているところでございます。

この資料の裏面のほうをご覧いただきたいと思えます。

裏面のほうについては、別紙1ということで、裁判所からの和解勧告の内容でございます。

1として、責任の原因でございます。

(1)でございますが、この内容につきましては、元職員の自死前3か月間における1か月当たりの時間外時間、これにつきましては、平均すると1か月当たり約106時間になると、このようなことから、公務災害認定基準に該当する。したがって、業務は、量的に過重なものであったと認められる。加えまして、元職員が、業務以外の負荷や元職員自身の要因によって精神疾患を発症したことをうかがわせる事情はないことから、業務上の負荷により自死に至ったと認められる。

(2)でございます。

元職員の時間外労働については、入退庁簿、それから宿日直日誌等の客観的記録から明らかであり、町がその労働時間を認識し得なかったとは言えない。

以上により、町は国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を免れない。というこれが、裁判所からの責任原因でございます。

2としての損害額については、このような内容でございます。

続きまして、もう1枚別紙2でございます。

これにつきましても、和解条項の(1)のほうで確認をした内容でございますが、町長名で公表発出する文書でございますが、元職員の自死に関する事件についてということで、こ

れについては、2つ目の段落のところに記載をしておりますが、この事件に係る発生原因と再発防止の取組について、報告、公表をするというような内容でございます。

この中で、事件の原因としてではございますが、本町におきましては、公務員としての責任を果たすべく、真摯に業務に当たってきた結果でございますが、1つとしては、職員の中に仕事が第一であると強い使命感が発生してしまっていたこと。2つ目でございますが、超過勤務の取扱いと実態にそごが生じていたこと。それから、3点目でございますが、職員の業務負担を客観的に把握できる仕組みと職員一人一人の心身の健康状態を把握できるシステム整備等が不十分であったというふうに認識をしております。

この間、町といたしましては、職員の自死に関する第三者調査委員会を設置し、答申をいただいております。その中でも、自死の主たる原因が長時間労働であったということが認定され、それらの改善点等もいただいております。

第三者委員会からの再発防止策の提言といたしましては、職員の時間外の適正な把握、それから時間外労働についての意識改革、それから職務を遂行するための支援、という大きな3点の提言をいただいたところでございますので、町といたしましては、こういった提言を基本としながら、具体的な再発防止策ということで取り組んでいくということで整理をしたものでございます。

主な内容でございますが、1点目につきましては、まずは、職員の労務に係る意識改革の実施でございます。

1つ目については、全職員を対象にいたしました労務に関する研修でございます。既にこの内容については、実施をしているところでございます。

2つ目としては、管理職に対する安全配慮義務の研修、それから町独自の安全配慮義務マニュアル、こういったものを配布しながら運用をしているところでございます。

次に、裏面をご覧いただきたいと思います。

2つ目でございます。

適正な労働時間の確保と徹底管理ということでございます。

これについては、2つ目に記載をしておりますが、ICカードを新庁舎とともに導入いたしまして、加えまして、庶務事務システムも導入をいたしております。このシステムの導入・運用によりまして、時間外の管理に取り組んでいるところでございます。

特に、時間外勤務命令時間と在庁時間との差というものを可視化をしながら、その差が業務なのか、そうでないのかという部分について、これをしっかり管理をしていくというよう

な取組でございます。

それから、3点目でございます。

心身の健康維持増進の取組でございます。

基本的には管理職による所属職員との定期的な面談、これを継続しながら、例年、ストレスチェックというものを実施しながら、高ストレス者に対しては、産業医との面談を推奨しております。

そのほか、メンタルヘルス研修の実施、それから内部相談窓口として町総務課内、それから共済組合に設置しておりますが、その機能の強化、加えまして、外部相談窓口として外部弁護士をお願いをしながらこの窓口の体制の強化をしているところでございます。

それから、4点目でございます。

業務等の見直しでございます。

第2次経営改革プランということで行財政改革の推進計画がございますが、これを基本としながら、事務事業の改善、業務負担の軽減、これを随時行っていくと、こういった大きな4項目にわたって、町としての再発防止策これを公表していくというような内容でございます。

これらの取組につきましては、検証と改善、これを今後とも繰り返しながら、常に見直しを図りながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そして、今回の安部さんの事件というものにつきまして、これを風化させることなく、職員に伝え続けながら、心身とも健康で働き続けられるよう指導監督してまいりたいというふうに考えております。この内容について、本和解後に町として公表をしてまいりたいということでございます。

資料、戻っていただきまして、1枚目の裏のところでございます。

先ほどの和解条項(10)の下でございますが、5の損害賠償の額でございます。

山形地方裁判所の和解勧告に従い、1億981万1,038円とするものでございます。

なお、この損害賠償額でございますが、これは総額を記載しておりまして、この中には遅延損害金といたしましては、2,799万8,693円、それから割増賃金未払い分でございますが、31万6,942円、これらが含まれた全体の金額でございます。

本日付提出、町長名でございます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

○議長 別に質疑がないようですから、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

3番寒河江寿樹君。

○3番 初議員として、質問させていただきます。

町のほうからも資料をいただきまして、いろいろ参考にさせていただきましたけれども、勉強させてもらった中で、一つご遺族の方への町は被告としていつ罪を認めて、謝罪はどのような内容でいつ誰が行ったかということをお聞きしたいんですけれども、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 提訴いただいて、裁判所から和解の勧告案が出されました。本和解が成立するのが、今月18日の裁判の予定でございます。その和解が成立された段階で、改めて遺族の方々と面談させていただきながら、長い時間を経過したことについては、ご負担をおかけしたことにおわび申し上げたいと思っております。さらに、本提案をご可決いただいて和解に沿った形で遺族の意向に沿った形で和解を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思えます。

○議長 2番鈴木孝之君。

○2番 私も初議員でありますので、経過と資料はいただいておりますが、確認をさせていただければと思います。

第三者委員会の立ち上げについても、時間を要しているというこの経過報告でありますし、遺族から要請を受けながら、町当局が対応しているというようにも感じるわけですが、遺族に沿って誠意を持った対応をされていたのか、その確認をお願いしたいと思います。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 今、鈴木議員からありますご質問でございますが、町としては、精いっぱいのご遺族に寄り添った形で、これまでも対応してきたというふうに考えてございます。

職員が自死されたのは、平成28年6月でございますが、町に対しまして、ご遺族が代理人を通じてお話しいただいたのは、平成30年3月でございます。

その際には、労働時間の資料の提示であったり、そういったところが初めてご遺族のほうから話がございまして、それに対しては、丁寧に資料を介しながら、説明を申し上げ、加え

て、アンケート等々の実施もあったわけですが、町としては、関係する職員の、聞き取り等の経過をしながら、丁寧に対応してきたところでございます。

それぞれ、ご遺族から申出受けた都度に対しまして、それぞれ、回答しながら対応をして来たわけですが、結果的には、第三者委員会の設置、あるいは、その後については、公務災害の手続、それをもって、今回の訴訟ということになります。1年の経過、時間が過ぎたということですが、その間のやり取りは、遺族の申出に沿って資料等提出をしながら対応して来たところでございます。

○議長 ほかにも。

5番 渡部秀一君。

○5番 当初の議会へのこの事件についての説明について、私の記憶ですけれども、その説明では、時間外労働以外に、ほかにも何ら瑕疵がないような説明を受けたような気がしております。それが、今回、裁判になりました。裁判所からの和解案が出た途端、すぐに和解すること、全部結局非を認めたという形に考えてよろしいのかお答えいただきたい。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 第三者委員会の調査報告がありまして、説明をさせていただいたところではありますが、その調査報告によって、役場に長時間いたことについては、私たちとしては争わないということで、町として、労務管理が十分でなかったというご指摘もいただいているわけでありまして、長時間役場で仕事をしていたということについては、認めるものの我々として量的にと言いますか、量的な時間はあるんですが、過重な労働、労務を強いたことではなかった、なぜこういう長時間になったのかについては、原因を究明できないというところで、調査委員会では、そういった長時間労働によって、負担が大きくなって自死に至ったという報告でありましたので、そのことについては重く受け止めているところでございます。

今回、損害賠償請求で我々が、町民の皆さんや議会の皆さんに請求されたものも即そのままということじゃなくて、客観的に裁判所の中で、判断をいただく、私たちも主張させていただくことは主張させていただきながら、額の妥当性とか、また、私たちが主張した過重な労働ではなかったというようなことについても、主張させていただきましたけれども、先ほどの和解案にありましたように、結果として、長時間役場にいたということは、紛れもない事実であり、国家賠償法に該当するということで判断をいただきましたので、それを重く受け止めて町としては、和解に応じていきたいという考え方に至ったところでございます。

○議長 5番渡部秀一君。

○5番 結局、第三者委員会の結果というのが非常に重きが置かれたということに感じられます。それで、このような結果なんですけれども、町民の方へどのような形で説明をなされるか、これをお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 和解案の中にも、原告のほうから求められておりますように、広く町民の皆さんに、今回の事件について説明し、そして報告を求められておりますので、当然和解が成立し、ご遺族の皆さんにしっかりこのような事態に至ったことについて、おわび申し上げながら、そして記者会見、また、町の広報紙等に掲載させていただきながら、町民の皆さんにお伝えしていきたいと考えております。

○議長 ほかに。

11番高橋輝行君。

○11番 同僚議員からいろいろ出たわけでありましてけれども、もう一回振り返ってみますと、第三者委員会の設置については、ご遺族のほうで強く書面をもって、要望されておった経過があるというふうに報告をいただいておったわけです。けれども、第三者委員会では、町としては、設置をしないまま来たわけですが、結果的に第三者委員会を設置し、検討していただいた結果、いじめはなかったと、しかし、業務量、先ほどからありました長時間の勤務であったのではないかと、これもないというふうに町は、そういう立ち位置で来たというふうに思うんです。ところが、結果的には、第三者委員会では、いじめはないけれども、業務量は過剰なものがあったと、それが安部君に負担をかけたということで、この段階で町としては、先ほど渡部議員から非という言葉がありましたけれども、あえてそういう表現をするならば、長時間労働、そして荷重なご負担があったということは、この時点で認められてもよかったんじゃないかなと。ところが、その後、またご遺族のほうでは、裁判を起こされたと、それに対しても、町側が、廃却ということで闘っていくんだという結果的に突然和解ということで、和解の内容だけ説明されるわけですが、そんな感がするわけですが、今、何点か申し上げたことについて、簡単にご答弁いただきたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 遺族代理人が選定されたのは平成30年ということで、それ以降、町としても、どのような労働実態であったかというようなことについては、情報も提供させていただきました。また、原因はいじめではないかということもありましたので、そういったことについては、

調査もさせていただきながら、報告をさせていただいたところでもあります。

第三者委員会の申入れについても、改めて情報収集したとしても、これ以上のものが出てこないということで、いじめ等について、因果関係も見えなかったところでありまして、我々としては、その疑義が生じるような内容で問合せがありましたので、そのことについてお返しして、具体的にどんなことが言われているのか教えていただきたいというようなやり取りもさせていただいたところでもあります。

令和元年になって、9月に新聞報道等で長時間労働というようなことがありまして、我々としては、長時間労働そのものを把握していなかったということもありまして、改めて調査の必要性を認識して、第三者委員会の設置を議会のほうにご理解いただき、議決いただいたところでもあります。

その後も、調査報告書についても遺族の方に内容等については、提出をさせていただき、報告に基づいて、公務災害認定を受けるということでありましたので、その申請についても協力をさせていただいてまいりました。そういった意味では、遺族の方々の様々な問いかけに対しては、町として誠意を持って対応してきたところでございます。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 先ほど、町長が長時間労働の分は争わないとしたと、こういうご判断は、今、振り返ってみますと、第三者委員会で長時間労働があったということが指摘されたわけですから、その時点で争わないなり、認められて、そして、遺族と和解するということはできなかったのかなという、今、振り返りますと思うんですが、その点について再度お尋ね申し上げたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 第三者委員会の調査結果について報告を申し上げた折に、遺族のほうからは、公務災害認定、さらには損害賠償の対応などについて、検討していきたいということでもございましたので、ご遺族の方々がどのような行動を起こされるのかということに尽きるわけでありまして、我々からすればそこで何らかの解決策というところまでは至らなかったところでございます。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 交渉事というか、ご遺族の方との話ですから、もう少し先ほど鈴木議員からもありましたけれども、ご遺族の方に寄り添って、どういう考え方かということでお話をする機会があったと思うし、もっと早い段階で争わないなり、あるいは町の考え方をお話をする、そ

ういうきっかけをつくらればよかったんじゃないかなと、今さらながら思うわけで、それだけを再度ご指摘を申し上げ、特に答弁は必要ないわけですが、何かあればお伺いしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ご遺族の方が、代理人を通して町のほうに様々な資料提出などを求めておられましたので、あくまでも直接ご遺族ということではなくて、代理人を通して対応させていただいておりますので、その部分は係争関係になってしまったということに尽きるかなと思いますけれども、なかなか十分対処できなかった、直接対話するということがかなわなかったことをごさいまして、今後は和解を求めながら和解が成立すればご遺族の皆さんともしっかりとお話をさせていただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第60号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第2号)

○議長 日程第4、議第60号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第2号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第60号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第2号)をご提案申し上げます。

令和5年度川西町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,345万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億500万3,000円とするものであります。

内容につきまして、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第60号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

令和5年度川西町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条につきましては、ただいま町長から申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

一つの事業予算のみでございますので、この議案書の内容についてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、第1表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、補正額は1億1,345万1,000円の増額でございます。

歳入合計の補正後の額、119億500万3,000円でございます。

続いて、次のページをご覧ください。

第1表の歳出でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、補正額は1億1,345万1,000円、歳出合計の補正後の額119億500万3,000円でございます。

内容につきましては、次の事項別明細書でご説明を申し上げます。

事項別明細書の1ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算、事項別明細書、1総括であります。

初めに、歳入。

第19款繰入金、補正額1億1,345万1,000円の増額、歳入合計は、先ほど申し上げたとおりでございます。

続いて、2ページをご覧ください。

歳出、第2款総務費、補正額1億1,345万1,000円の増額、右側に補正額の財源内訳の欄がございますが、全て一般財源でございます。

続いて、3ページをご覧ください。

明細の部分になります。

2、歳入。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、補正額は1億1,345万1,000円でございます。

その右にございます節並びに説明の欄、同じ内容で記載してございますが、財政調整基金からの繰入金1億1,345万1,000円でございます。

なお、口頭でご説明申し上げますが、この補正後の財政調整基金の残高は2億8,076万3,000円となりまして、標準財政規模に占める割合は4.2%となります。

続いて、最後のページになりますが、4ページをご覧ください。

3、歳出。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。

補正額は1億1,345万1,000円の増額、財源内訳は先ほど申し上げたとおりでございます。

その右側に節並びに説明という欄がございます。

説明のところで、ご説明をいたします。

5の総務事務経費、この5につきましては、事業番号でございますが、総務事務経費で1億1,345万1,000円の増額、この内訳であります、12節委託料、363万9,000円の増額、これにつきましては、町の代理人である弁護士の委託料でございます。

次の21節補償、補填及び賠償金これは節の名称であります、1億981万2,000円の増額、これは損害賠償金としてお支払いするための増額補正でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 この安部さんの問題は、早めに7年目になるわけですか、決着がつけばいいなというふうに、決着という言葉が妥当かどうかですけれども、そういうふうに進めばいいなという思いがあります。先ほど申し上げた内容を繰り返し申し上げますが、今度この今の内容は、なかみ的には、過日の全協でもありましたとおり、損害賠償額が8,000万何がしと、それから、遅延損害金が約2,800万ということで、それらを合わせた内容が約1億1,000万円というご提示だと思うんです。先ほど申し上げたご遺族に寄り添いながら、第三者委員会のやはりそういう段階でもっと寄り添って話をすればまた、この遅延損害金の関係などについて

は、影響があったんじゃないかなという思いがあります。それを思いを踏まえながら先ほど何点かご質問申し上げたわけですけれども、今度この額の内容ですから、それらについて私は思ったわけでありましてけれども、この遅延損害金の考え方についてお尋ね申し上げたいと。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 遅延損害金でございますが、今回、訴訟では、損害賠償に加えて、原告のほうからは、遅延損害金、これらについても請求があったところでございます。

この遅延損害金につきましては、今回、裁判所から示されている内容については、一般に損害賠償の事件でございますと、発生する起因というのは、その事件が発生した日ということになりますので、職員が自死した日からというふうになりまして、その約束事が決まるということまで、要は約束をしたことが、履行されるまでの間というこの期間について、遅延損害金として算定をされるわけございまして、この期間としては、これについては、今回、裁判所から和解が提案された日ということで、5月9日、この日までの期間で現在算出をされているところでございます。

結果として、7年近くという期間あったわけでございますが、その内容について年5%の遅延金というものが発生をしてしまったということでございます。

以上でございます。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 裁判のことはよく分かりませんが、話合いをして、この賠償金は分かったと。

この部分は何とかならないかという、話合いの余地はあるのではないかなという素人なりに感じておるので、ご指摘を申し上げたんですけれども、今、課長からありましたとおり、裁判官から和解の内容出されたと、これは分かりました。ただその結果論ですけれども、提示されたことは、遅延損害金を含むご提示の額ですけれども、お話をして、まけてけろと言う表現はおかしいけれども、この部分は何とかというあゆみよったことは、技術的にはできるのではないかと思うんですが、この辺の解釈だけちょっとお尋ね申し上げたい、結果的には、こういうご提示ですけれども、参考にお尋ね申し上げたい。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 今回、遅延損害金に当たっては、町としては、遅延損害金が存在して発生をするということについては、こういった裁判で請求されれば大体セットでついてくるということなので、これについては、特段争わなかったわけでございます。ただ、遅延損害金を出す算出根拠についてでございます。元となる損害金の算出については、私どもとしては、遺族の

補償年金という額、超えた分は差し引いて請求されるべきではないかということをお訴えながら、訴訟のほうでは町としての意見を申し上げたところでございまして、結果としてその意見について町のほう取り上げていただきまして、算出根拠となる部分、根拠となる損害賠償額のところで争いの中で、慰謝料の金額もそうですし、先ほどありました遺族補償年金の額の元本から差し引くということについて町の趣旨を認めていただき、若干ではございますが、その部分で減額という部分があったところでございます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第61号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第5、議第61号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第61号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、町長の給料を特例により減額し、支給するため提案するものでございます。

内容につきまして、奥村総務課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 議第61号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この内容について説明を申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付、町長名でございます。

この内容については、別紙でございますが、議第61号資料、この資料をもってご説明を申し上げたいというふうに思います。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

この内容につきましては、今般の事件を受けまして、職員に対する安全配慮の管理監督が不十分であったということ踏まえながら町長の給料支給額、それから期末手当支給額の削減を行うものでございます。

(1) でございますが、給料支給額の削減でございます。

期間につきましては、令和5年9月から6か月間ございまして、令和6年2月まででございます。

削減率については50%ございまして、削減の額でございますが、252万円でございます。

(2) でございますが、期末手当の支給額の削減でございます。

これは、令和5年12月分の期末手当の内容でございますが、削減率同様に50%ということで、削減額については97万200円ということでございます。

(3) として、給料及び期末手当の総額の削減の合計でございますが、349万200円という部分でございます。

この内容につきまして、施行期日でございますが、令和5年9月1日付で施行するというような内容でございます。

以上、提案を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

6番寒河江 司君。

○6番 今回、自死に至って、町長が責任を取って給料の半分を減額と、亡くなられた方の命の重さと町長の50%だけの減額というのは、同等と考えているのか、そこら辺ちょっとお聞きします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 亡くなられたことの重さというのは大変大きいし、取り返しのつかない状況を招いたことについては、本当に責任を感じているところであります。そういう意味では、削減が全

てを果たしたということではなくて、ご遺族の意志また、亡くなられた職員の気持ちを十分踏まえながら、しっかりとした町政運営、また、職員の指導監督をして責任を果たしていかなくちゃいけないというふうに思っております。これで、事件が終わりということには考えておりません。

○議長 6番寒河江 司君。

○6番 やはり命の重さを考えるならば、同等の責任を取っていただくという意味で、町長職を辞して、そして、遺族の方におわびをし、私はこれで町長の職を辞して、どうか許していただきたいというような意思表示をして、一旦お辞めになって、もう一回町長選挙に出るならば、それで町民の真意を問うということも考えられますが、いかが考えているのでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 寒河江議員のご発言、大変重く受け止めさせていただきたいと思います。

今、私自身が置かれている立場というのを十分考えながら責任を全うしていくということが求められているというふうに思っております。寒河江 司議員からいただいた提案についても真剣に考えていきたいと思えます。

○議長 6番寒河江 司君。

○6番 やはりここは、町民に対する理解が、この金額の提示だけでは私は得られないという思いがいっぱいあります。やはりここで英断をして、辞して町民におわびをすると。税金を使うわけですから、そのぐらいの覚悟を持ってやっていかないと将来示しがつかなくなりますよと私は思えます。

答弁は必要ありませんので、今後町長のご英断を希望いたします。

以上です。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって、令和5年第4回川西町議会臨時会を閉会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 2時58分)